

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

安心・快適・豊かさ創出の故郷づくり計画（2期）

2. 地域再生計画の作成主体の名称

新潟県、阿賀野市

3. 地域再生計画の区域

阿賀野市の全域

4. 地域再生計画の目標

阿賀野市は、平成16年4月1日に、2町2村（安田町・京ヶ瀬村・水原町・笹神村）が合併し誕生した。

県都新潟市に隣接し、人口46,714人（平成22年1月1日現在）、面積192.7Km²、東に標高1,000m級の「五頭連峰」を背にして形成された扇状地（新潟平野）に約6,500haの水田が広がる穀倉地帯であり、農業は市の基幹産業として位置づけられている。

近年、車社会の発展や高度情報化など住民生活を取り巻く社会情勢が大きく変化する中で、生活スタイルの多様化や産業構造の複雑化などにより、住民ニーズも高度かつ多様化している。本市が実施した総合計画の市民アンケート調査では、安全・安心を最優先としたまちづくりや福祉サービス、保健・医療・救急体制の充実への期待が高い結果として表われた。

また、雇用創出が定住人口の増加につながり地域の発展にも結びつくことから、雇用機会の拡大を目的とした産業振興施策への期待も高い。

さらには、まちづくりに関するアンケート調査を行いながら策定した「阿賀野市都市計画マスタープラン」では、身近な生活道路である市道については、一般車輛、緊急車輛等の通行に支障をきたす道路も見受けられることから、主要市道の整備を積極的に推進することが求められている。

一方、産業・経済分野では「生産者の顔が見える消費者との関係」をモットーに「ゆうきの里」宣言を農業振興の柱として高付加価値農業の推進が展開されているなか、営農活動の円滑化や農産物の流通迅速化・合理化のため、農業近代化施設を有機的に結ぶ広域農道の整備が期待されている。

そのほか、五頭山系を背景にした、新潟県最古の温泉、日本有数のラジウム温泉など豊富な観光資源を活用し観光誘客を促し交流人口増加も期待される場所である。

このような中、本市が合併時に策定した新市建設計画では、住みやすさを実感できる都市づくりを進めるため、①市道や農道の整備・連結による道路交通ネットワークを強化し、だれもが住みたいと思い、そして住んでよかったと実感できるまちを目指すこととしている。また、阿賀野市総合計画基本構想では、

②豊かな都市環境を創造するまちづくりとして、市民の生活をより快適なものとし、また産業経済活動を円滑に展開できるよう道路をはじめとする都市基盤を整備し、だれもが安心して住めるまちを目指していくことを盛り込んでいる。

しかしながら、現在当市では、国道49号線と国道460号線との交差点や国道49号線と県道水原停車場線との交差点など慢性的な交通渋滞箇所が存在することから、ボトルネック箇所の解消等が課題となっている。市道や広域農道の整備を進め、道路整備網を充実させることで、福祉施設や医療機関をはじめとする公共・公的施設への通行を確保し、安全・安心なまちづくりを推進する。また、産業振興を促すための基盤整備を整えることで、だれもが住みたくなるまちを実現し、定住人口の増加と交流人口の拡大に取り組む。

平成17年度に地域再生計画の認定を受け、整備を行った結果、渋滞箇所の一部解消や、定住人口においては、H17人口減少割合△3.52%に対し、H22では△3.33%に留まる等、改善傾向にある。しかし、広域農道が全線開通とならなかったことから、依然として渋滞が解消されない区域が存在することや、近年の経済情勢の悪化の影響も重なり、交流人口が低迷している等、課題も残った。このことから、本計画を着実に執行し、課題解決を図ることにより、市民生活の利便性を高め、経済活動を活発化させることで持続可能な地域社会の形成を築く。

(目標1) 交通渋滞箇所の解消

(2箇所→0箇所)

(目標2) 定住人口の維持(達成率は平成27年国勢調査結果に基づき把握)

(H22:人口減少割合△3.33% → H26:△3.00%)

(目標3) 交流人口の増加

(H20:交流人口143万人 → H26:150万人)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

阿賀野市北部(京ヶ瀬・水原・笹神地区)を横断する広域営農団地農道整備事業北蒲原南部地区(H10年2月25日事業計画の確定、H20年11月14日計画変更の確定)を実施することにより、通作・営農・流通面での改善が図られ、圃場・営農施設・消費地を有機的に結びつけることが可能となる。また、大型機械の導入による農作業の効率化、農業近代化施設の整備と相まった農産物流通圏域の拡大、流通の合理化及び交通車両の大型化等に対応することができ、作業環境の改善による農業振興に大きく寄与するほか、地域の生活道路として、域内交通を補完する役割も期待できる。

一方、主要道路として市道赤水押切線(H22年3月認定予定)の整備を進めることで、県道水原・出湯線を経由しての市街地へのアクセスが容易となり、移動時間の短縮を図ることができる。

市道・農道を一体的に整備し、県道との連絡を強化することで、安心かつ快適な道路交通ネットワークの構築を目指す。

5-2 法第五章の特別措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。
なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市道 道路法に規定する市町村道に平成22年3月に認定予定。
- ・広域農道 事業採択を平成9年4月1日に国より通知を受けると共に、事業計画については土地改良法に基づく手続きを行い、H10年2月25日事業計画の確定、H20年11月14日計画変更の確定がされている。

【事業主体、施設の種類の種類】

- ・市道 阿賀野市
- ・広域農道 新潟県

【事業区域】

- ・市道 阿賀野市
- ・広域農道 阿賀野市

【事業期間】

- ・市道 平成22年度～平成26年度
- ・広域農道 平成22年度～平成26年度

【整備量】

- ・市道 0.700 Km
- ・広域農道 2.247 Km

【事業費】

- 総事業費 633,700千円（うち、交付金316,850千円）
- ・市道 115,000千円（うち、交付金57,500千円）
- ・広域農道 518,700千円（うち、交付金259,350千円）

5-3 その他の事業

「だれもが住みたくなるまち」を目指し、地域再生法に規定する特別な措置による事業を実施するほか、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

- ・環境美化事業（平成16年度から実施中）（阿賀野市）
道路や河川の環境改善に取り組むため、市民との協働によるクリーン作戦を実施。
- ・市営バス運行事業（平成16年度から実施中）（阿賀野市）
子どもから高齢者まで市民の交通手段を確保するため、生活に必要な不可欠な公的・公共施設を結ぶバス運行事業（12路線）を実施。
- ・工業団地の造成、企業誘致の促進（阿賀野市・新潟県）
市内には新潟県東部産業団地（阿賀野テクノタウン）を核とし、多くの

工業団地が整備されている。関係地区には勝屋工業団地、西部工業団地が整備され、進出企業に対する各種優遇制度を設け企業誘致に取り組み、雇用の場を創出している。

・健康の里づくり事業（阿賀野市）

阿賀野市では「幸福社のまちづくり振興」とし阿賀野市とフィンランド共和国とが提携し「阿賀野フィンランド健康福祉プロジェクト」を展開している。関係地区の五頭山系には豊かな自然と多くの温泉を有しており、温泉を単なる温泉保養地ではなく「健康づくりの里」とし、温泉街のお寺の協力を得ながら「お寺でヨガ」など新たな健康づくりプログラムを市内外からの来訪者に提供し、滞在者と地元の交流を促進し地域の活性化を図っている。

6. 計画期間

平成22年度～平成26年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、新潟県及び阿賀野市において、計画終了後に必要な調査を行い、状況把握と事業結果の公表に努め、達成状況の評価や改善すべき事項の検討を行うこととする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし